

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	自立支援給付の不正利得に対する徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「偽りその他不正の行為」とは、詐欺（刑法第 2 4 6 条）等が該当するが、必ずしも犯罪に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為を指す。 ・「自立支援給付を受けた者」とは、支給決定を受けた者であるかどうかを問わず、本来受けることができない給付を受けた者すべてが該当する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、のぞみの園、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関（以下「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条の規定により都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者をいう。 ・「指定障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 38 条の規定により都道府県知事が指定する障害者支援施設をいう。 ・「のぞみの園」とは、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。 ・「指定一般相談支援事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 19 の規定により都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者をいう。 ・「指定特定相談支援事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 の規定により都道府県知事が指定する総合的に相談支援を行う者をいう。 ・「指定自立支援医療機関」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条の規定により都道府県知事が指定する医療機関をいう。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	職権による支給決定の変更
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 1 項・第 2 項</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条、第 16 条</p> <p>障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成 18 年厚生労働省令第 40 号)</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 職権により、介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害者の保護者につき、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの支給量を変更する必要があると認めるときは、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条に規定する事項を勘案して支給決定の変更の決定を行うことができる。</p> <p>(1) 障害者又は障害児 (以下「障害者等」という。) の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況</p> <p>(2) 障害者等の介護を行う者の状況</p> <p>(3) 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況</p> <p>(4) 障害児が現に児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援又は同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(5) 障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(6) 障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等 (第 3 号から前号までに掲げるものに係るものを除く。) の利用の状況</p> <p>(7) 障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容</p> <p>(8) 障害者等の置かれている環境</p> <p>(9) 障害福祉サービスの提供体制の整備の状況</p> <p>2. 支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 4 項)。</p> <p>障害支援区分の変更の認定については、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成 26 年厚生労働省令第 5 号) 第 1 条</p>

	に掲げる状態区分により、市町村審査会の審査及び判定を経て決定する。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	支給決定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項の規定により、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給決定に係る障害者又は障害児が、指定障害福祉サービス、施設障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。</p> <p>(2) 介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害者の保護者が、支給決定の有効期間内に、本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき (支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるときを除く。)</p> <p>(3) 支給決定に係る障害者若しくは障害児又は障害児の保護者が、正当な理由なしに障害程度区分の認定又は支給要否の決定 (変更の認定又は決定を含む。) を行うための調査に応じないとき。</p> <p>(4) 介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が、介護給付費等の支給又は支給決定の変更に係る申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定事業者等に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 49 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 49 条第 1 項・第 2 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、指定障害福祉サービス事業者が、次の①～③に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、①～③に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>① 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について法第 4 3 条第 1 項の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>② 法第 4 3 条第 2 項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>③ 法第 4 3 条第 4 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>(2) 町長は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の①・②に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、①・②に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>① 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について法第 4 4 条第 1 項の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>② 法第 4 4 条第 2 項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 町長は、(1)又は(2)の勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県)市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第12第3号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次の(1)～(12)のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者が、法第 3 6 条第 3 項第 4 号から第 5 号の 2 まで、第 1 2 号又は第 1 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者が、法第 4 2 条第 3 項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第 4 3 条第 1 項の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定障害福祉サービス事業者が、法第 4 3 条第 2 項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定障害福祉サービス事業者が、法第 4 8 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、法第 4 8 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(9) (1)～(8)に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの</p>

	<p>法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) (1)～(9)に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等の中に指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(12) 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 12 第 4 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 10 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 26 条の 6
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>地域相談支援給付費決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付費決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域相談支援給付費決定に係る障害者が、指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 地域相談支援給付費決定障害者が、地域相談支援給付費決定の有効期間内に、本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき (地域相談支援給付費決定に係る障害者が特定施設に入所することにより本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 地域相談支援給付費決定に係る障害者が、正当な理由なしに法第 51 条の 6 第 2 項及び第 51 条の 9 第 3 項において準用する法第 20 条第 2 項の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) 地域相談支援給付費決定障害者が法第 51 条の 6 第 1 項の規定による地域相談支援給付費決定又は第 51 条の 9 第 1 項の規定による地域相談支援給付費決定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定特定相談支援事業者に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 28 第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 28 第 2 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、指定特定相談支援事業者が、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれに定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>① 指定に係る特定相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>③ 法第 51 条の 24 第 3 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>(2) 町長は、(1) の勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときは、指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	

設 定 日

平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 29 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 29 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次のいずれかに該当する場合には、指定特定相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者が、法第 5 1 条の 2 0 第 2 項において準用する法第 3 6 条第 3 項第 5 号、第 5 号の 2 又は第 1 2 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者が、法第 5 1 条の 2 2 第 3 項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 2 4 年厚生労働省令第 2 8 号) で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 2 4 年厚生労働省令第 2 8 号) で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者が、法第 5 1 条の 2 7 第 2 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、法第 5 1 条の 2 7 第 2 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、</p>

	<p>当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により法第51条の17第1項第1号の規定による指定特定相談支援事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(9) (1)から(8)までの場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で施行令第26条の16で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) (1)から(9)までの場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 33 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 33 第 1 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 61
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 法第 51 条の 31 第 2 項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた市町村長は、届出をした指定相談支援事業者 (同条第 4 項の規定による届出を受けた市町村長にあっては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。) が、下記基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>① 指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。</p> <p>② 指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>③ 指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p> <p>(2) 町長は、(1)の勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	自立支援医療費の支給認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 34 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項の規定により、次に掲げる場合には、支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給認定に係る障害者又は障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認められるとき。</p> <p>(2) 介護給付費等の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、支給認定の有効期間内に、本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき (支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるときを除く。)</p> <p>(3) 支給認定に係る障害者又は障害児が、正当な理由なしに報告又は文書その他の物件の提出又は提示命令に応じないとき。</p> <p>(4) 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者若しくは障害児の配偶者又は障害者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに報告又は文書その他の物件の提出又は提示命令に応じないとき。</p> <p>(5) 介護給付費等の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が支給認定又は支給認定の変更に係る申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害福祉サービス事業等の制限、停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 82 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 82 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業を行う者が、法第 4 章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき、又は身体障害者福祉法第 18 条の 2、知的障害者福祉法第 21 条若しくは児童福祉法第 21 条の 7 の規定に違反したときは、その事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 12 第 8 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害福祉サービス事業等の廃止命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 82 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 82 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、障害福祉サービス事業を行う者又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者が、法第 4 章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、当該障害福祉サービス事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームが法第 80 条第 1 項の条例で定める基準に適合しなくなったとき、又は身体障害者福祉法第 18 条の 2、知的障害者福祉法第 21 条若しくは児童福祉法第 21 条の 7 の規定に違反したときは、その事業を行う者又はその設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日